

周防大島町告示第102号

令和4年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月26日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和4年9月2日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○9月20日に応招した議員

○9月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和4年9月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月2日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 放棄した債権の報告について(水道料金)
- 日程第6 同意第1号 周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第2号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 認定第1号 令和3年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第5号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第6号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第7号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第23 議案第8号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第24 議案第9号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第10号 動産の買入れについて（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第11号 令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第12号 令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 放棄した債権の報告について（水道料金）
- 日程第6 同意第1号 周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第2号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 認定第1号 令和3年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第5号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第6号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第7号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第8号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
日程第24 議案第9号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について
日程第25 議案第10号 動産の買入れについて（質疑・討論・採決）
日程第26 議案第11号 令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
日程第27 議案第12号 令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

出席議員（12名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	10番	吉村 忍君
11番	久保 雅己君	12番	小田 貞利君
13番	尾元 武君	14番	荒川 政義君

欠席議員（1名）

9番 新田 健介君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君 代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君 教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君 総務部長 …………… 中元 辰也君

産業建設環境部長	……	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	重富 孝雄君
上下水道部長	……………	山本 正和君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
水道課長	……………	信本 健治君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

新田議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、吉村忍議員、11番、久保雅己議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月26日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの21日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの21日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年6月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査

委員より例月現金出納検査（6月・7月・8月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、受理したものはございませんでした。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。

まず、柳井広域の関係では、令和4年7月1日に招集された柳井地区広域消防組合議会第1回臨時会へ吉村議員が。また令和4年7月15日、3年ぶりに開催された柳井地区広域市町議会議員研修会へは、本町議会から8名の議員が出席をいたしております。

次に、山口県の関係では、令和4年7月4日に山口県町議会議長会定例会および山口県離島振興市町議会議長会第1回臨時会が招集され、令和3年度の事業報告および歳入歳出決算を審議し、全会一致で可決・認定されました。

続きまして、令和4年7月12日から13日にかけて、山口県離島振興市町議会議長会の行政視察が行われ、長崎県の五島市へ行ってまいりましたので、その概要を御報告いたします。

視察の目的の1つは、ドローンを活用した実証実験への取組みであります。

民間企業との共同によるドローンの活用におきましては、内閣府地方創生推進交付金事業や国土交通省のスマートアイランド推進実証調査業務を活用し、遠隔診療や遠隔服薬指導、医療品等の輸送に必要な地域連携体制の構築によって無人物流事業が展開されており、一方では行政業務の効率化を図るため、これまでの担当職員が現地に赴いて確認していた農地の作付け状況をドローンが撮影し、その画像をAIが自動判定するという人海戦術の解消にも取り組んでいました。

また、五島列島は九州西方の東シナ海にあり、そのような土地柄、年間を通じてごみの漂着が多いため、ドローンを活用した調査により、世界的に深刻な問題となっている海洋ごみの回収にあたるべき海岸を迅速に把握し、スピーディーな対応を取っているとのことでありました。

少子高齢化・過疎化が急激に進み、中山間地域や4つの有人離島がある本町においても、ドローンやAIを活用した事業展開は必要であり、それが求められる時期はもう目の前にあるのではないかと考えております。

2つ目の目的は、観光および産業の振興と地域間交流であります。

五島市においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は非常に大きく、令和2年以降の年間の観光客数はピーク時の50%を下回り、激減しているとのことでありました。

しかしながら、観光産業や地域経済の厳しい状況が続く一方で、移住者に人気の島として注目度が増しており、また日本ジオパークの認定やNHK連続テレビ小説のロケ地に決定したこと。そして地元の食材を活用した商品開発と販売を行うなど、五島市を取り巻く環境には再び好機が訪れようとしております。

周防大島町には、世界遺産や日本遺産、ジオパークのような観光資源はございませんが、地域

資源の磨き上げとさらなる活用、また情報発信の充実と強化に加え、旅行業者や交通事業者とともに連携し、滞在型プランによる誘客の促進に取り組んでいただくことを期待しております。

続いて、全国の関係について御報告をいたします。

令和4年7月20日には町村議会の制度・運営に関する検討委員会、全国町村議員会館臨時理事会および全国町村議会議長会理事会へ。翌21日には都道府県会長会および全国町村議員会館臨時評議員会へ。続いて22日には全国離島振興市町村議会議長会理事会および総会、そして離島振興に関する研修会へ出席をいたしました。

町村議会の制度・運営に関する検討委員会で審議された、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望は、既に議員各位へお届けしておりますが、10項目のうち、議員の職務や位置付けの法的な明確化、兼業禁止の緩和、地方議会議員の厚生年金への加入や議員報酬の改善等を継続要望するとともに、議会の役割を地方自治法に規定すること。また本会議におけるオンラインの活用や多様な人材の議会への参画促進等は、内容を見直し、令和4年11月に開催が予定されております町村議会議長全国大会を経たのち、国の関係機関に対し、重点的な取組みと必要な制度改正を早期に実現するよう要請活動を行うこととなっております。

次に、都道府県会長会では、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策に関する特別要望等のほか、令和5年度、国の予算編成及び施策に関する要望が審議されました。

この要望の主な内容は、都市から地方へ新たな人の流れを作るための東京一極集中の是正、地方分権改革の推進、脆弱である町村財政の充実と強化、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた情報通信基盤の整備・高度化による新たな時代にふさわしい環境の整備、持続可能で活力ある農林水産業への対策と強化、そして即効性のある地域経済対策や観光施策を推進すること。また極めて深刻な状況にある地域保健医療の向上、こどもまんなか社会の実現に向けた子育て支援や虐待・いじめ防止等の強力な政策、教育現場における諸問題の改善など28項目の要望事項を採択し、今後も一致結束して果敢に行動していくこととなりました。

この令和5年度における国に対する予算編成及び施策に関する要望につきましては、議員控室に備えてありますので、議員各位におかれましては、ぜひともご覧いただきますようお願いをいたします。

続きまして、全国離島振興市町村議会議長会について御報告をいたします。

理事会後の総会におきまして、全国離島の副会長として私も参加し、離島振興法の改正・延長に係る要請活動等の会務報告のほか、令和3年度の収支決算および令和5年度の離島振興に関する要望等の議案が提出され、これらは全て満場一致で賛同されました。

離島振興に関する令和5年度要望の主な内容は、離島の自立的発展を促進し、生活の安定及び福祉の向上を図るなど、積極的な施策の推進、離島と他地域の交流を促進するための財政措置、

離島の活性化と定住を促進するため、特別区域制度に関する新たな法整備、離島航路・航空路を安定的に維持存続させるための支援法を制定することのほか、高騰し続ける燃油価格の是正対策や、農林水産業および商工業等に対する振興対策、ローカル5G、サブ6、ミリ波等の高規格通信インフラの整備を含む高度情報通信ネットワークの充実と万全な措置を取ること。

そして全国的に大きな問題となっている空家対策の推進など、離島は医療、福祉、教育等の面においても地域格差が生じ、また人口減少、高齢化、過疎化が急速に進展し極めて厳しい情勢にあることから、引き続き関係する市町村議会の総意を結集し、国に対し強力に要請活動を行ってまいります。

最後に、議員派遣について、東京東和町人会・東京たちばな会の合同総会、近畿東和会、近畿大島会および東京大島郡人会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、いずれも活動の自粛が決まっておりますので、ここにお知らせをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から、行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、令和4年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず、1件目は、新型コロナウイルス感染症関連について御報告をいたします。

全国的に、オミクロン株B A. 5への置き換わりや新型コロナウイルスワクチン予防効果の低減により、新規感染者の急激な拡大が続いております。本町におきましても、第7波に入り感染拡大が続いている状況であり、町民の皆様には大変御心配をおかけしております。

国においては、オミクロン株の特性を踏まえた積極的疫学調査の見直しがなされ、事務所等における感染発生時の対応が定着していることから、保健所による疫学調査は社会福祉施設等、感染リスクや重症化リスクが高いところに重点化して実施することになりました。また、社会経済活動の維持の観点から、令和4年7月22日から、濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間へ短縮されております。

あわせて、山口県では、オミクロン株による感染者の急増を踏まえ、地域の外来診療のひっ迫を避けるため、症状が軽く、検査のみを希望する方に対し、自己検査ができるよう、令和4年8月7日から毎日午前10時から午後5時までインターネットにより受付を行い、抗原検査キットを無料配布する体制を整備しております。

対象者は、県内在住の20歳から50歳未満の方のうち症状が軽い方で、かつ基礎疾患がない方となっており、検査で陽性となった方については、抗原検査キット・陽性者登録センターに連絡し、自宅療養の間は健康フォローアップセンターが健康相談や診療を行う支援体制を強化しております。

次に、本町における4回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、60歳以上の方および18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方の接種を電話とWebで受け付け、大島郡医師会の協力のもと、個別接種と同時に、令和4年8月7日に橘医院で479人の接種を行ったところでございます。

なお、医療従事者、高齢者施設従事者の接種は完了し、4回目の接種については令和4年8月末現在で5,587の方が接種されており、令和4年9月末の接種完了を目指しているところです。

また、今回の補正予算にも計上いたしておりますが、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においてオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種について議論されており、円滑な実施に向けて接種体制の準備を進めてまいりたいと考えております。

町民の皆様には、引き続き3密を避け、手洗いやマスクの着用など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

2件目は、山口県とハワイ州との姉妹提携締結調印式について御報告いたします。

令和4年8月27日に、山口県とハワイ州との姉妹提携締結調印式が行われましたので、御報告をいたします。

デービッド・イゲハワイ州知事をはじめとしたハワイ州政府訪問団23名と、ホノルル山口県人会9名、カウアイ山口県人会5名や関係者を含む計39名の方を山口県にお迎えし、周防大島町がハワイ州カウアイ島と姉妹島提携を締結し、来年で60年に及ぶ交流をしていることもあり、片添ヶ浜のホテルサンシャインサザンセットを会場に調印式が行われました。

はじめに、大島庁舎において、村岡山口県知事、柳居山口県議会議長ほか関係者の皆様と、本町から私と町議会から議長、副議長および各委員長が、イゲハワイ州知事をはじめハワイ州政府訪問団や山口県人会の皆様と面会し、山口県立大学からは両知事へ、ニホンアワサングをモチーフとしたアロハシャツの贈呈などが行われました。

面会后、ハワイ州政府訪問団の皆さんはハワイ移民資料館を見学され、イゲハワイ州知事は、母方の血縁が屋代地区にあることから、広島市在住のいここにあたる方と面会をすることができ、大変喜ばれておりました。

その後、片添ヶ浜へ移動し、ホテルサンシャインサザンセットでの山口県とハワイ州の姉妹提携締結に係る調印式では、本町から私と荒川議長が出席し、両知事が日本国山口県とアメリカ合衆

国ハワイ州との姉妹提携宣言に署名され、記念品の交換などが行われました。また、歓迎レセプションでは、周防大島高等学校からアロハ・フラ島高の皆さんがフラダンスを披露するなど、会場を盛り上げていただきました。

山口県では、明治期には1万人を超える方がハワイに移住されており、ハワイには5つの山口県人会が組織され、これまでに各県人会の記念行事への参加や、山口県への訪問等を通じて交流を深めてきております。このたびのハワイ州との姉妹提携を契機に、山口県人会の皆様との信頼関係を土台とし、今後、県とハワイ州との間で、文化、教育、観光、経済など様々な分野の交流を一層進めていきたいとのことをございました。

なお、ハワイ州訪問団の皆様は令和4年8月26日に来日し令和4年9月4日まで滞在され、ホノルル山口県人会とカウアイ山口県人会の皆様は令和4年8月25日に来県され令和4年9月5日まで山口県へ滞在されるとのことをございます。

本町といたしましても、山口県大島郡国際文化協会を中心に、今後も幅広く国際交流を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。

3件目は、町営渡船久賀～前島航路の乗船拒否に対する慰謝料請求訴訟について御報告いたします。

去る令和4年7月14日に、岡山市在住の中島真也氏が、本町を相手として、町営渡船久賀～前島航路の乗船拒否に対する慰謝料請求訴訟を岡山簡易裁判所に訴訟提起いたしました。

乗船拒否につきましては、令和3年7月4日、久賀～前島航路の久賀発2便——これは11時20分発です。中島氏が島めぐりをしていると乗船に来られましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月15日から、感染予防および感染拡大防止の観点から観光目的であるスナメリウォッチングをしばらくの間休止していたことから、船長が折り返し乗船による観光目的と思い込み、乗船をお断りしたものです。

スナメリウォッチングの休止につきましては、事前に中国運輸局山口運輸支局へ照会をしており、事業者独自の新型コロナウイルス感染症対策として一定期間休止することについて問題はないうが、それでも乗船希望の場合は拒否できないとの回答をいただいております、船長へも周知していたところをございます。

このことから、お願いレベルで自粛をお伝えし、御理解いただけた方には乗船を御遠慮していただき、それでも乗船を希望される方につきましては乗船していただくところをございましたが、高齢者の多い島民の方々からも町外からの利用による新型コロナウイルス感染症感染への不安の声が強く、難色を示していたため、観光を目的としたとんぼ返りでの乗船に対しましては船長がお断りすることがございました。

訴状によりますと、中島氏は不動産開発管理会社を経営しており、昨今のワーケーション・リ

モーターワーク・多拠点住居等のニーズの高まりから、公共航路を有す温暖な瀬戸内海離島の可能性を調査し、新たに専用ホームページを立ち上げ、コンサルティング業に取り組もうと考えており、調査として、令和3年7月3日から6日の間に、山口県東部の13の島について、公共航路を利用し調査をしていたとのことでもあります。

中島氏からは、乗船目的は調査・撮影であり、一方的な乗船拒否は納得できない。弁護士へ相談し、金銭訴訟の準備をしているとの連絡があったため、顧問弁護士へ相談し、令和3年8月3日付で船長による乗船お断りについてのお詫び文を送付いたしました。

令和3年9月8日付で中島氏より内容証明郵便による請求書が届き、慰謝料として30万円を本町に対して請求する。誠意ある対応がない場合は訴訟する用意がある等の内容のものでした。この請求書に対し、顧問弁護士へ相談し、慰謝料の請求については、船長がお断りしたことによる権利侵害はなく、慰謝料は発生しないと考えており、船長からの説明や確認が不十分であった点に対しましては事情を聴いたうえで口頭注意をいたしましたという内容の回答書を送付しております。

その後、メールでの問合せや訴訟の準備をしている等の電話連絡はありましたが、令和4年7月27日付で岡山簡易裁判所より、口頭弁論期日呼出状および答弁書催告状が届き、令和4年7月14日付の訴状が添付されており、35万円の慰謝料およびこれに対する不法行為の日である令和3年7月4日より、支払い済みまで年3%の遅延損害金を請求するという内容のものでございました。

これを受けまして顧問弁護士へ相談をしまして、乗船についてお断りしたのはいけなかったことであるが、慰謝料の請求に対しては、船長がお断りしたことによる権利侵害はなく、慰謝料は発生しないと考えており、顧問弁護士と委任契約を締結し、岡山簡易裁判所へ提訴された慰謝料請求事件として係争することといたしました。

なお、岡山簡易裁判所へ出頭する期日は、本日、令和4年9月2日午前11時となっております。

今後の係争にかかる議会への御説明は、司法の判断に委ねた判決をもって御報告させていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

続いて、4件目は、JR大畠駅の無人駅化について御報告をいたします。

このたび、西日本旅客鉄道株式会社より、令和4年10月1日から山陽本線大畠駅を無人駅化とする旨の通知がありました。少子高齢化による生産労働人口の減少等、外部環境の変化に対応し、鉄道を将来にわたり持続的に運営していくために、より効率的な駅体制を構築していく必要があり、利用状況を総合的に勘案したうえでの体制見直しの実施ということでもあります。これまで、駅係員1名体制で午前8時から午後7時30分まで業務を行っていましたが、終日完全無

人駅となります。町といたしましては、大変残念ではありますが、利用者の皆様が極力御不便を感じることがないようにお願いをしたところでございます。

なお、今回の見直しで、大島駅と同様に、由宇駅、新南陽駅、櫛ヶ浜駅等が無人駅になるとのことであります。

5件目は、米軍岩国基地関連について御報告いたします。

去る令和4年6月2日に、村岡県知事と柳居県議会議長による防衛省要望が防衛省において行われました。

今回の要望では、これまで継続して要望しております空母艦載機移駐後の状況を踏まえた安心・安全対策、岩国基地周辺地域の負担と国防への貢献を踏まえた地域振興策の確実な実施について重点的に要望するとともに、米空母艦載機部隊配備特別交付金制度および再編関連特別地域整備事業、いわゆる県交付金について、継続かつ確実な予算措置と制度の運用改善の要望が行われております。

また、令和4年8月26日には、県並びに岩国基地周辺の2市2町、岩国市・柳井市・和木町・周防大島町で構成する山口県基地関係市町連絡協議会として、中国四国防衛局に対し、騒音対策の強化や事件・事故の防止等の安心・安全対策に関する要望や地域振興策に関する要望を行ったところでございます。

次に、令和元年7月から開始された山口県事業の住宅環境改善支援事業補助金についてでございます。

本事業は、岩国基地への米軍空母艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域、岩国市・和木町・周防大島町での定住を促進するため、エアコンや断熱サッシの取付け・取替えについて補助金が交付されるもので、昨年度までは本町の一部の地区のみが対象でしたが、今年度から町全域が対象区域として認められ、令和4年4月15日から随時、申請を受け付けているところであり、令和4年8月末までの本町における申請件数は522件、交付申請額は4,037万9,000円となっております。

なお、本年度の申請期限は令和5年1月31日までとなっております。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げましたが、今後も継続して本会議へ報告するとともに、県および関係市町と連携して、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

6件目は、橘医院歯科についてでございます。

令和4年第2回定例会の一般質問でありました、橘医院歯科における金属スクラップの件につきましては、令和4年8月9日に顧問弁護士と委任契約を締結し、今後の対応をお願いいたしました。今後、進展等があれば、本会議へ御報告いたします。

最後に、令和3年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について御報告いたします。

令和3年度決算につきましては、令和4年5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、令和4年8月24日に決算審査による意見書をいただいたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定によりまして、令和3年度の決算にかかる健全化判断比率および資金不足比率の報告書並びに監査委員の意見書につきましては、Side Booksにて配付しているとおりであります。

それでは、まず決算の状況でございますが、一般会計の実質収支は8億832万5,000円の黒字となっており、単年度収支におきましては5億6,687万2,000円でございます。

また、実質単年度収支につきましては、8億3,772万2,000円の黒字決算となっております。

公営企業特別会計を除く各特別会計におきましては、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。

次に、令和3年度決算にかかる財政の健全化判断比率および資金不足比率についてでございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額はなく、実質公債費比率においては12.2%、対前年度0.2ポイントの悪化であり、将来負担比率は、地方債の現在高減少の影響等もあり27.1%、対前年度比16.5ポイントの改善となっております。いずれの数値も早期健全化基準を下回っているところであります。

また、全ての特別会計におきましては、資金不足は生じていない状況にあり、本町の財政状況につきましては、厳しい状況にはあるものの、財政の健全性は数字的には維持されていると判断されるところであります。

財政分析指数につきましては、合併時から大幅な改善が図られてきたところではありますが、自主財源に乏しい本町にとりましては、地方交付税への依存度が非常に高い状況にあり、今後一層厳しい財政運営を強いられていくものと考えております。

このような点からも、そういった現実、財政状況をしっかりと受け止め、財政規模の縮小やさらなる行財政改革等への取組みが重要であると思っているところであります。

以上、行政報告を7件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案しております案件は、報告1件、同意2件、決算の認定に関するもの8件、補正予算に関するもの7件、条例の改正について2件、動産の買入れについて1件、工事請負契約の締結について2件の合計23件であります。

報告第1号は、債権管理条例に基づき放棄した債権について、議会に報告をするものです。

同意第1号は、周防大島町教育委員会教育長の任命についてであります。任期満了に伴う教育

委員会教育長の任命について、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号は、周防大島町教育委員会委員の任命についてであります。任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第8号までの8件は、令和3年度の周防大島町一般会計から周防大島町渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算および水道事業、下水道事業および病院事業の各公営企業特別会計決算の認定についてお諮りをするものであります。

一般会計の実質収支は8億832万5,000円の黒字となり、公営企業特別会計を除くその他の特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算となり、おかげをもちまして、各会計とも順調に予算執行ができたものと思っております。

各財政分析の指数につきましても、合併時から大幅な改善が図られてきたところではございますが、自主財源が乏しい本町におきましては地方交付税への依存度が非常に高い状況であるため、今後さらなる行財政改革への取組みが必要と考えております。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて決算書をお配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明申し上げます。

議案第1号は、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）であります。既定の予算に8億2,107万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を149億9,175万1,000円とするものであります。

議案第2号は、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に1億2,784万円を追加し、補正後の予算の総額を28億4,034万1,000円とするものであります。

議案第3号は、令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に5万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億6,408万6,000円とするものであります。

議案第4号は、令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定の既定の予算に2億730万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を34億9,132万円とするものであります。

議案第5号は、令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。こちらは、収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第6号は、令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第7号は、令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）であります。業務

の予定量のほか、収益的収入及び支出、他会計からの補助金等を補正するものであります。

議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正については、森野小学校と城山小学校を統合し、令和5年4月1日に東和小学校が開校することに伴い、新たにスクールバスの運行計画を策定したことから、所要の改正を行うものであります。

議案第9号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正については、東和小学校開校に合わせ、周防大島町東和学校給食センターを廃止し、周防大島町橘学校給食センターに統合することから、所要の改正を行うものであります。

議案第10号動産の買入れについては、スクールバス森野東和線を買入れるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結については、大字久賀の平川建設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結については、大字久賀の平川建設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号放棄した債権の報告（水道料金）について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号放棄した債権の報告（水道料金）につきまして、補足説明をいたします。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

町の債権にかかる放棄の適否について、去る令和4年1月11日に周防大島町債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき設置した周防大島町債権管理審査会で審査し、承認を受け、債権放棄いたしましたので、周防大島町債権管理条例第8条の規定により御報告いたします。

内訳につきましては、水道事業特別会計における条例第7条第1号に該当する14件、43万90円でございます。

補足説明は以上のとおりでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、同意第1号周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

一身上に関する事件でございますので、星野教育長の退場を求めます。

〔教育長 星野 朋啓君 退場〕

○議長（荒川 政義君） それでは、提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会教育長である星野朋啓氏は、令和4年11月26日をもって、前任者の残任期間である約8か月間の任期を迎えます。私としましては、重責を担う教育行政の長として、児童生徒の確かな学力の定着や豊かな心と健やかな体の育成、また各種教育施設の再編、社会教育の推進など、本町教育行政向上発展のために、引き続き星野氏を教育長に任命したいと考えております。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会にお諮りする次第であります。

星野氏の経歴については、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、星野朋啓氏の教育長任命について御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号、星野朋啓氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、星野朋啓氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することに同意することに決定しました。

星野教育長の入場を許可します。

〔教育長 星野 朋啓君 入場〕

○議長（荒川 政義君） ただいま教育長に任命同意と決しました星野教育長より、発言の申し出がありましたので、これを許します。星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 議員の皆様、任命の同意をいただき、誠にありがとうございました。

令和4年4月より本町の教育行政に取り組んでまいりましたが、様々な教育課題がございます。町の職員、学校の教職員、そして学校の関係者とともにこの課題を解決しながら人材育成の取り組みを進めてまいりたいと思います。議員の皆様には、これまでどおり、御理解と温かい御協力をいただきますようお願いいたします。

今日はありがとうございました。

日程第7. 同意第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、同意第2号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第2号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち、國行敬子氏が令和4年11月26日をもって4年間の任期を満了いたしますが、同委員を周防大島町教育委員会委員として再度任命したいと考えております。

私といたしましては、國行氏は実直な人柄、責任感旺盛で判断力にも優れ、豊富な知識や経験を有しておられることなどを考慮いたしまして、現在まで教育委員としての職責を十分果たしておられますので、教育委員として適任者であると考えております。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会にお諮りする次第であります。

國行氏の経歴については、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、國行敬子氏の教育委員任命について御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第2号、國行敬子氏を周防大島町教育委員会委員に任命することにつき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、國行敬子氏を周防大島町教育委員会委員

に任命することに同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....
午前10時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
日程第 8. 認定第 1 号

日程第 9. 認定第 2 号

日程第 10. 認定第 3 号

日程第 11. 認定第 4 号

日程第 12. 認定第 5 号

日程第 13. 認定第 6 号

日程第 14. 認定第 7 号

日程第 15. 認定第 8 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、認定第 1 号令和 3 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 8 号令和 3 年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。江本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（江本 達志君） 認定第 1 号令和 3 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 5 号令和 3 年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、各会計の決算につきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第 1 号令和 3 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 9 ページをお願いいたします。

歳入の合計額につきましては、予算現額 157 億 2,415 万 7,000 円、調定額 159 億 8,182 万 2,041 円に対しまして、収入済額は 152 億 7,276 万 5,179 円で、調定額に対する収入率は 95.56%となっております。

不納欠損額の 1,143 万 3,716 円につきましては、7 ページの 1 款町税 1 項町民税 285 万 1,010 円で、個人、滞納繰越 52 人、2 項固定資産税は 347 万 2,456 円で、滞

納繰越154人、3項軽自動車税は47万4,300円で、滞納繰越50人。

8ページをお願いします。

12款分担金及び負担金2項負担金の8万7,000円は保育料、13款使用料及び手数料1項使用料438万950円は住宅使用料、20款諸収入4項雑入の16万8,000円は生活保護法第63条および第78条の返還金となっております。

収入未済額のうち、事業の繰越しに伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきましては、7ページの1款町税1項町民税の2,228万9,847円は、個人、現年108人、滞納繰越283人、法人、現年4社、滞納繰越6社、2項固定資産税の6,709万1,500円は、現年368人、滞納繰越909人、3項軽自動車税の342万3,489円は、現年108人、滞納繰越307人となっております。

8ページをお願いします。

12款分担金及び負担金1項分担金の10万円は団体営ため池等整備事業の地元負担金、2項負担金の24万380円は保育料で、滞納繰越3人となっております。

また、13款使用料及び手数料1項使用料の5,059万8,080円のうち、5,045万6,680円は住宅使用料で、現年20人、滞納繰越505人となっております。

7ページをお願いします。

1款町税1項町民税の収入済額4億8,654万7,118円には、還付が済んでいない額——以降、還付未済額と言いますが——29万229円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては、2,228万9,847円に29万229円を加算した2,258万76円となります。

同じく、1款町税2項固定資産税の収入済額6億3,889万8,433円につきましても、還付未済額4万1,400円が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては、6,709万1,500円に4万1,400円を加算した6,713万2,900円となります。

同じく、1款町税3項軽自動車税の収入済額6,019万5,200円につきましても、還付未済額7,600円が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては、342万3,489円に7,600円を加算した343万1,089円となっております。

この還付未済額につきましては、53ページの事項別明細書の備考欄に記載しております。

11ページをお願いいたします。

歳出の予算現額157億2,415万7,000円に対しまして、支出済額は143億7,896万7,968円で、執行率は91.45%となっております。

翌年度繰越額の6億1,986万9,000円につきましては、6月の定例議会において御報告しております、令和3年度周防大島町繰越明許費及び事故繰越の繰越額でございます。

不用額につきましては7億2,532万32円となっており、令和2年度決算と比較して1.34%の増となっております。

13ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は8億9,379万7,211円となっており、令和2年度決算と比較して79.22%の増となっております。

なお、歳入総額、歳出総額ともに令和2年度と比較して大幅な減額となっておりますが、これは主に特別定額給付金事業の皆減が要因であると考えられます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、53ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度、あわせて御参照くださいますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入の予算現額29億2,127万2,000円、調定額30億5,075万6,805円に対しまして、収入済額は29億3,577万6,716円で、調定額に対する収入率は96.23%となっております。

不納欠損額は国民健康保険税の1,685万4,532円で、滞納繰越112人、また収入未済額は国民健康保険税が9,812万5,557円で、現年151人、滞納繰越540人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書285ページの備考欄のうち還付未済額の16万8,400円を加算した9,829万3,957円となっております。

20ページをお願いします。

歳出の予算現額29億2,127万2,000円に対しまして、支出済額は28億1,387万1,315円で、執行率は96.32%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1億740万685円。

21ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は、1億2,190万5,401円の決算となっております。

令和3年度末の国保加入状況につきましては、加入世帯数は3,079世帯、被保険者数は4,466人、世帯加入率は36.2%、被保険者加入率は30.5%で、1人あたりの医療費は50万8,072円となっております。

続きまして、認定第3号令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認

定につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いします。

歳入の予算現額は4億4,210万8,000円、調定額4億4,037万6,985円に對しまして、収入済額は4億4,002万8,453円で、調定額に対する収入率は99.92%となっております。

不納欠損額は後期高齢者医療保険料の15万2,565円で、滞納繰越4人となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で19万5,967円、現年12人、滞納繰越9人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書301ページ、備考欄のうち還付未済額62万7,384円を加算した82万3,351円となっております。

26ページをお願いします。

歳出の予算現額4億4,210万8,000円に對しまして、支出済額は4億3,997万853円で、執行率は99.52%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は213万7,147円。

27ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は5万7,600円となっております。

令和3年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は4,844人で、1人あたりの医療費は94万7,527円となっております。

続きまして、認定第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いします。

保険事業勘定の歳入の予算現額33億7,969万4,000円、調定額33億8,496万9,741円に對しまして、収入済額は33億8,072万4,845円で、収入率は99.87%となっております。

不納欠損額の150万3,699円は介護保険料で、滞納繰越43人、収入未済額の274万1,197円も同じく介護保険料で、現年50人、滞納繰越52人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書311ページ、備考欄のうち還付未済額88万6,470円を加算した362万7,667円となっております。

34ページをお願いします。

歳出の予算現額33億7,969万4,000円に對しまして、支出済額は31億7,379万7,781円で、執行率は93.91%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は2億589万6,219円。

35ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は2億692万7,064円となっております。

39ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額は801万8,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の729万7,170円、収入率は100%となっております。

40ページをお願いします。

歳出の予算現額801万8,000円に対しまして、支出済額は729万7,170円で、執行率は91.01%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は72万830円。

41ページをお願いします。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

なお、令和3年度末の第1号被保険者数は8,055人で、認定者数は1,851人となっております。

続きまして、認定第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

45ページをお願いします。

歳入の予算現額8,518万2,000円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の8,034万284円で、収入率は100%、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

46ページをお願いします。

歳出の予算現額8,518万2,000円に対しまして、支出済額8,034万284円で、執行率は94.32%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は484万1,716円。

47ページをお願いします。

歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。

単位は千円で記載をしております。

345ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額152億7,276万5,000円、歳出総額143億7,896万8,000円、歳入歳出差引額は8億9,379万7,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源8,547万2,000円を差し引いた実質収支額は、8億832万5,000円で決算をいたしております。

346 ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額29億3,577万7,000円、歳出総額28億1,387万1,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の1億2,190万5,000円となっております。

347 ページをお願いします。

後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億4,002万8,000円、歳出総額4億3,997万1,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の5万8,000円となっております。

348 ページをお願いします。

348 ページ、349 ページは、介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

348 ページの保険事業勘定であります。歳入総額33億8,072万5,000円、歳出総額31億7,379万8,000円、歳入歳出差引額は2億692万7,000円で、実質収支額も同額となっております。

349 ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入総額、歳出総額は同額の729万7,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

350 ページをお願いします。

渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の8,034万円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった主な部分について説明をさせていただきます。

353 ページをお願いします。

1、公有財産の(1)土地及び建物のうち土地につきましては、公営住宅等では若者定住促進住宅用地の取得、その他の施設では地家室園地整備事業用地等の取得、普通財産では実習園跡地等の売却により、合計で4,055.31平方メートルの減となっております。

建物につきましては、木造延面積で、公営住宅等では若者定住促進住宅の新築、普通財産では旧森野中学校等の解体により1,069.89平方メートルの減となっております。

非木造延面積のその他の施設では、主に自光寺ピッコロランド等の解体により、合計で988.22平方メートルの減となっております。

木造・非木造を合わせた延面積では、2,058.11平方メートルの減となっております。

354 ページをお願いします。

(2) 山林から(3) 動産につきましては、移動はございません。

(4) 物権の地役権につきましては、簡易水道事業全てが地方公営企業会計へ移行したことに伴う減でございます。

(5) 有価証券につきましては、移動はございません。

355ページをお願いします。

(6) 出資による権利ですが、356ページの山口県東部森林組合出資金の1万5,000円の増は、配当金となっております。

357ページをお願いします。

2の物品につきましては、普通自動車が1台減、軽自動車が1台減、トラックが1台増。

358ページをお願いします。

移動書庫が計上方法の変更により2台増、サーバ、シリアルドットプリンタが各1台減、自動読取機が1台増。

359ページをお願いします。

デジタル風向風速計が1台減。

360ページをお願いします。

暗幕が1増となっております。

362ページをお願いします。

3の基金であります。(1) 財政調整基金は、利息並びに積立てにより2億7,085万円の増で、年度末現在高は63億7,460万4,000円となっております。

(2) の減債基金は利息並びに積立てにより7,972万9,000円の増で、年度末現在高は6億1,154万6,000円となっております。

(3) の県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) の奨学資金貸付基金の3,000円の増は利息で、年度末現在高は1,001万2,000円となっております。

(5) の福祉振興基金は、利息と取崩しにより1,156万6,000円の減で、年度末現在高は2億5,805万2,000円となっております。

363ページをお願いします。

(6) の国民健康保険基金は、利息並びに積立てにより7,353万8,000円の増となり、年度末現在高は4億237万2,000円となっております。

(7) の介護給付費準備基金は、利息並びに積立てと取崩しにより5,338万円の増となり、年度末現在高は2億3,305万9,000円となっております。

(8) のまち・ひと・しごと創生基金は、利息並びに積立てと取崩しにより5,042万円の

増となっており、年度末現在高は1億6,203万8,000円となっております。

(9)の土地開発基金につきましては、土地の面積が389.75平方メートル増加し、合計面積は9,130.56平方メートルとなり、現金は737万5,000円の減で、利息の積立てと合わせて年度末現在高は2億7,091万円となっております。

364ページをお願いします。

(10)の中山間ふるさと・水と土保全対策基金につきましては増減はなく、年度末現在高は3,113万1,000円となっております。

(11)の周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、利息による積立てと取崩しにより205万4,000円の減で、年度末現在高は3,309万1,000円となっております。

(12)のちびっ子医療費助成事業基金は、利息並びに積立てと取崩しにより197万1,000円の増で、年度末現在高は1億716万5,000円となっております。

(13)の観光振興事業助成基金は、利息による積立てと取崩しにより49万9,000円の減で、年度末現在高は5,427万3,000円となっております。

(14)の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息による積立てと取崩しにより970万3,000円の減で、年度末現在高は5,414万6,000円となっております。

365ページをお願いします。

(15)のふるさと応援基金は、利息並びに積立てと取崩しにより4,533万4,000円の増で、年度末現在高は1億5,115万4,000円となっております。

(16)のCATV加入促進事業基金は、利息による積立てと取崩しにより135万9,000円の減で、年度末現在高は1,975万1,000円となっております。

(17)の外国語活動推進事業基金につきましては、利息による積立てと取崩しにより821万7,000円の減で、年度末現在高は3,797万1,000円となっております。

(18)の医療確保対策事業基金につきましては、この事業が最終年度となったため、2,691万9,000円の全額を取り崩しております。

(19)の合併地域振興基金につきましては、利息による積立てにより、年度末現在高は10億116万円となっております。

366ページをお願いします。

(20)の森林環境整備基金につきましては、利息並びに積立てにより253万4,000円の増で、年度末現在高は953万1,000円となっております。

以上で、認定第1号令和3年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書および主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、慎重なる御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて、補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 認定第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定につきまして補足説明いたします。

お手元の令和3年度周防大島町水道事業特別会計決算書類の5ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入合計8億8,289万6,637円に対しまして、支出合計8億1,467万6,951円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計3,320万円に対しまして、支出合計2億2,525万9,650円でありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,205万9,650円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額375万3,887円、過年度分損益勘定留保資金3,338万5,928円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,491万9,835円で補填しております。

次に、財務諸表について御説明いたします。

7ページの損益計算書をお願いいたします。

これは、令和3年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では3億9,151万9,919円の損失となり、営業外収支では4億7,893万3,565円の利益となりました。

特別利益の2,057万4,860円を加えた当年度純利益は6,446万5,799円となっております。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明いたします。

前年度の未処分利益剰余金が1億8,505万1,505円でありましたので、当年度純利益6,446万5,799円を加算し、利益剰余金の当年度末残高は2億4,951万7,304円となりました。

11ページの剰余金処分計算書でございますが、今年度については剰余金の処分はございませんでした。

次に、13ページの貸借対照表でございますが、これは令和4年3月31日時点の財政状況を表しております。

13ページ最下段の資産合計が48億5,206万6,515円で、14ページの負債合計が31億910万32円、15ページの資本金合計が17億4,296万6,483円となっております。

16ページ以降に、周防大島町水道事業報告書、決算に関する説明書における注記、資本的収

支と補填財源明細書、周防大島町水道事業キャッシュ・フロー計算書、周防大島町水道事業収益・費用明細書、固定資産明細書および企業債明細書を添付いたしております。

以上で、認定第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の令和3年度周防大島町下水道事業特別会計決算書類の11ページをお願いいたします。

剰余金の処分につきましては、令和3年度周防大島町下水道事業剰余金処分計算書（案）にありますとおり、未処分利益剰余金3億5,610万4,866円のうち、5,309万6,554円を建設改良積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、建設改良積立金は資本的収支の不足分の補填財源とする予定でございます。

続きまして、決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の4ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の決算額ですが、収入合計11億5,071万5,898円に對しまして、支出合計9億8,001万7,969円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計12億5,536万1,400円に對しまして、支出合計15億6,520万4,820円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出に對し不足する額3億984万3,420円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,600万5,622円、当年度分損益勘定留保資金2億74万1,244円および繰越利益剰余金処分額5,309万6,554円で補填する予定でございます。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について説明いたします。

これは、令和3年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では7億6,477万6,399円の損失となり、営業外収支では9億333万7,353円の利益となります。

特別損失3,943万3,085円を加えた当年度純利益は9,912万7,869円となりました。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

前年度末残高3億630万8,788円から建設改良積立金4,933万1,791円を差し引

き、当年度純利益9,912万7,869円を加えた3億5,610万4,866円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、11ページの剰余金処分計算書(案)ですが、冒頭で御説明いたしましたとおり、未処分利益剰余金3億5,610万4,866円のうち、建設改良積立金へ5,309万6,554円を積み立て、繰越利益剰余金は3億300万8,312円となりました。

次に、13ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和4年3月31日時点の財務状況を表しております。

13ページ最下段の資産合計は171億3,653万8,761円で、14ページの負債合計は162億7,980万1,977円、資本合計は8億5,673万6,784円となっております。

以上、概略を御説明いたしました。15ページ以降に、周防大島町下水道事業報告書、決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、周防大島町下水道事業キャッシュ・フロー計算書、周防大島町下水道事業収益・費用明細書、固定資産明細書および企業債明細書を添付しております。

以上で、認定第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者(石原 得博君) 認定第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明をいたします。

令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算書類の5ページ、決算報告書をお願いします。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計56億1,044万4,472円に對しまして、6ページの支出合計額は46億4,386万9,720円の決算となりました。

次に、7ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計は5億3,560万5,000円に對しまして、8ページの支出合計は8億6,490万2,375円の決算となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額3億2,929万7,375円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額345万2,968円及び損益勘定留保資金3億2,584万4,407円で補填しました。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、11ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、令和3年度の経営状況を表すものでございますが、医業収益では15億767万

7,083円の医業損失、医業外収益では16億9,285万9,183円の医業外利益となり、特別利益7億7,714万1,073円、特別損失4,455万4,512円を合わせた当年度純利益は9億1,776万8,661円の黒字となりました。

次に、13ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては、令和3年度利益分9億1,776万8,661円を計上し、利益剰余金の年度末高がマイナス15億698万6,102円となりました。

次に、15ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はございません。

次に、17ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和4年3月31日時点の財政状況を表しており、18ページの資産合計は133億3,335万6,387円、19ページの負債合計は91億6,670万4,659円、20ページの資本合計は41億6,665万1,728円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、付属資料といたしまして22ページ以降に、周防大島町病院事業特別会計事業報告書、周防大島町病院事業特別会計キャッシュ・フロー計算書、周防大島町病院事業特別会計収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、決算に関する説明書における注記を添付しております。

令和3年度は、再編計画の実行により、介護医療院やすらぎ苑の開苑、居宅介護支援事業所やすらぎの集約などを行いました。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた医療提供による入院収益増加や、給与費、経費の減少による費用削減に向けての取組みを行いました。

また、過去に引き当てた修繕引当金の取り崩しや大島大橋貨物船衝突事故における損害賠償金などで特別利益が大きく増加しました。

3医療機関の入院・外来患者数が減少した影響で、医業収益は減少しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する補助金の減少により医業外収益も減少しましたが、特別利益の増加もあり、前年度に引き続き黒字となりました。

2介護施設につきましては、やすらぎ苑は介護医療院として開苑し、入所利用者数は増加しましたが、さざなみ苑の入所利用者数は減少しました。通所利用者は、実施日の増加に伴い増加しましたが、赤字は継続しております。

大島看護専門学校につきましては、学生数が減少し、前年度に比べ利益は減少しましたが、黒字は継続しております。

以上のように、令和3年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響で患者・利用者数は予定量を下回り、経営の基盤となる事業収益は減少しました。

しかしながら、町立医療機関は、今般のコロナ禍においても、平素の医療に加え、発熱外来の

開設、PCR検査や新型コロナウイルスワクチン接種の促進等に取り組み、その他の施設においても、補助金や地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策を講じて医療・介護サービスの提供に努めました。

今後も地域に必要な医療を継続的に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献するため、全力で取り組んでまいります。

以上、認定第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊にて添付しておりますので、御審議のうえ、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については後ほど所管の委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議をお願いする予定といたしておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号令和3年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

なお、財産に関することも、ここでお願いをいたします。

でははじめに、歳入について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回、事前通告していませんので、1点だけお尋ねをいたしますが、今回の決算、評価というんですか。端的に言えばどれぐらいの、100点満点の自己評価で何点ぐらいはつけれる決算というふうに町長としては認識されておられますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員からこのたびの決算の評価ということでありまして、財政改革は引き続き行っていないといけないということはもちろんでありますし、周防大島町が交付税に大きく頼っている財政状況であるということは、先ほどから説明をさせていただいております。

その中で、黒字で終わることができておる。そして、また、他の会計につきましても大きな問題がないというところでございます。

ただ、新型コロナウイルス感染症がありましたので、まだまだコロナ禍で継続をしております

けれども、特に病院事業においても、そういったところをこの後もしっかりと見ていかないといけないと思いますし、引き続き財政改善についてはしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

評価と、様々な状況がありますので、点数をつけるというところにはちょっとまだ今難しいのかなと思っておりますけれども、でも、大変な新型コロナウイルス感染症の状況でありますけれども、その中で最大限の努力のもとにこのたび決算を迎えることができたと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） なかなか点数をつけることは難しいということで、100点満点という回答かなと思っていたんですが、そうじゃないということで、まだまだ取り組む余地のある決算だと。

取り組む余地がある余地の部分は、今度、来年度の予算に当然反映していかなくちゃいけないと思うんですが、特にコストカット、行財政改革の部分で、例えば具体的にどういうところに力を入れてコストカット、行財政改革に取り組む必要があると、今回の決算を踏まえて認識されておられるのか。その辺を具体的に御答弁いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 具体的なところはまた関係参与のほうからあるかと思いますが、議員御指摘のとおり、このたびの決算をしっかりと次の予算につなげていくということは私も大切であると認識をしております。

このたび、当初予算を組むときに、各いろんな事業について、これが必要なのか、必要じゃないのか、どのような効果があるのかということを確認をしました。そして、また、各部署において実は細かく、例えば消耗品に至るまで減らしてくださいというようなことでお願いをさせていただいております。実際、これは、消耗品を何個減らしてください、例えばトイレトペーパーであったり、これを何個減らしてくださいというようなことは申すんですけども、それはどういうことかということ、意識をやはり持っていただきたいということでやっておりますので、細かいことをということであるんですけども、これが事業に直接関係をするのかということも思われている方もおられるんですが、それは1つのことが大きくほかのことにもつながっていきますので、そういった意識を持っていただきたいというところでもあります。

各事業が進んでいく中で、特にこれをということでもありますけれども、全体的には一つ一つの事業について、やはり町民の皆さんに御負託をいただいて行うことですので、しっかりとミスがないように、そしてまた不利益がないように努めていくということをもって、予算をしっかりつくっていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、窓口業務の委託——令和2年度からですかね——をされて、令和3年度2年目ということで、この窓口業務を委託したことによる経営への影響、効果というのはどういうふうに評価をされておられますか。

○議長（荒川 政義君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 外部委託ということで、収納率が若干上がっているんじゃないかと思います。そこら辺と、職員数を減らしているの、人件費等のところについては削減が図られていると。

これから、まだ、さらに細かいところまで委託業者と水道課のほうで打合せをして、さらに収納のアップを図りたいと考えております。（「データはないのか」と呼ぶ者あり）データの的なものですか。すみません。今、ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 今回、新型コロナウイルス感染症で大変だったということで、十分、私もそれは理解しておるんですが、ちょっと先ほど議長からありました、細かいことについては委員会ということですけど。

貸借対照表の早見表が毎年度出ております。その中で、未収金が年々増えてきておるわけですけど、経済規模はおそらく大きく変わっていないのに、未収金が毎年1億円ずつ増えてきておる。特に今年度は1億3,000万円ぐらい前年度より上がってきておるということも含めて、25ページにあります、そういった状況の中で一生懸命やられて、今回黒字になっておるということになるんですけど。25ページに、不採算地区病院として、地域に必要な医療の提供を維持し経営指標の向上に努めると書いてあります。そういったことで、今後どのようなことにやっぱり力を入れていくのか、具体的にどのようなことをやっていきたいのかということがあるんだろうと思います。そういったこと、差し支えなければちょっと御説明していただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えいたします。

まず、未収金についてでございますが、一応、3月末で現金等の収入がない場合は未収金扱いになるわけですが、通常の診療報酬、医療・介護報酬につきましては2か月後に入金されますので、未収金となります。このたびちょっと多くなってるのは、新型コロナウイルス感染症補助金が4月に年度を越えて入金されたりする関係で少し多くなっていると思いますが、ほとんど入金されておりますので、令和4年度では問題ないと考えております。

実際、令和3年度におきましては一応黒字となりましたけれども、その後は、特別利益と違って、来年度にもあるものではありませんので、やはり患者数も減少している状況で、いろいろと取り組んでいかなければならないというふうに感じております。

そのためには、やはり信頼される医療機関、介護施設であり、とにかく住民の皆さんから選択

してもらえ医療機関でなければいけない。そのためにも、足の確保とか救急等——ちょっと新型コロナウイルス感染症の関係等で、新型コロナウイルス感染症受入れの時間帯にはなかなか厳しい状況もあったりしましたけれども、そういったことに取り組んでいって、また職員については労働環境をきちっとやってモチベーションを上げると、職員も頑張っていけるような、働きやすい環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号令和3年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を、本日配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号令和3年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を、本日配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額に8億2,107万

2,000円を追加し、予算の総額を149億9,175万1,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の設定を、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入の9款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定により減収補てん特例交付金を112万1,000円に減額するものでございます。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付額が68億1,531万9,000円と決定されましたことから、1億1,531万9,000円を追加計上するものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金の過年度精算金260万5,000円の計上でございます。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株に対応したワクチンの追加接種にかかる国庫負担金3,286万8,000円の計上でございます。

3目災害復旧費国庫負担金は、令和3年災害の道路災害復旧事業の精算見込みによる事業費増額に伴う公共土木施設災害復旧費負担金93万3,000円の追加計上でございます。

14ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,801万7,000円を追加計上し、各種新型コロナウイルス対策事業に充当しております。これにより、補正後の予算額は、今年度の交付限度額3億1,101万9,000円となっております。

また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍情報システム改修等にかかる補助金686万9,000円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金は、障害福祉サービスデータベース構築に伴うシステム改修に対する障害者総合支援事業費補助金49万6,000円の計上と、保育所における新型コロナウイルス感染症対策支援事業に対する保育対策総合支援事業費補助金230万円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株に対応したワクチンの追加接種にかかる接種体制確保事業費補助金1,865万8,000円の計上でございます。

5目土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業等の内示に伴う活力創出基盤整備交付金1,312万7,000円の減額でございます。

7目教育費国庫補助金は、スクールバス購入事業に対する国庫補助金が対象とならなかったため、全額の375万円を減額するものでございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、障害者自立支援給付費等県負担金の過年度精算金33万3,000円の計上でございます。

15ページをお願いいたします。

2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、中山間地域等直接支払交付金事業補助金および多面的機能支払事業補助金はそれぞれ交付対象面積の変更等に伴う追加計上でございます。

3項県委託金1目総務費県委託金は、令和5年4月に執行が見込まれる山口県議会議員一般選挙に関する県委託金1,137万3,000円の計上でございます。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、新規に西方地区に整備する予定のお試し暮らし住宅の貸付料10万円を計上いたしております。

17款1項寄附金2目教育費寄附金は、町立図書館の図書購入経費に役立ててほしいと3万円の御寄附をいただいたことを受け、3万円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金の取崩しを3億3,200万5,000円に減額し、財源調整を行うものでございます。

19款1項1目繰越金は、令和3年度からの繰越金が8億832万5,000円でありましたので、当初予算額の1,000万円に7億9,832万5,000円を追加計上するものでございます。

20款諸収入4項雑入1目学校給食収入は、1,728万2,000円の減額でございますが、物価高騰に対する子育て世帯への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年10月から令和5年3月までの学校給食費を無償化しようとするものでございます。

2目雑入につきまして、後期高齢者医療療養給付費負担金にかかる過年度精算分6,191万6,000円、山口県市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金200万円、地域外来検査センター事業精算金27万6,000円、今年度実施しておりますスマートフォン教室開催経費に対する市町提案型デジタルデバインド対策事業費補助金20万円の計上でございます。

17ページをお願いいたします。

21款1項町債3目過疎対策事業債4目災害復旧事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額。

6目合併事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

次に、歳出でございます。

18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の契約監理一般経費では、入札参加資格審査申請について電子化し、申請者との接触機会の低減や申請者の事務負担軽減を図ろうとするもので、シ

ステム導入業務委託料130万9,000円を計上いたしております。

2目文書広報費につきまして、防災行政無線施設管理事業費は、東三浦赤松地区の再送信子局の無線設備に樹木の枝が接触し、無線機器に影響を及ぼす可能性があるため、樹木等伐採処分業務委託料169万円を計上いたしております。

地域情報通信基盤整備推進事業は、周防大島チャンネル放送システム映像信号変換系設備の更新費用にかかる補助金1,071万円の計上でございます。この放送設備は、株式会社アイ・キャンの本社にある現用系、予備系の2系統のうち令和4年4月から6月にかけて現用系の不具合が発生し、現在は予備系の1系統のみで運用しております。耐用年数も6年から7年のため、平成23年度に整備後10年以上を経過し、早急な更新が必要であると、令和4年7月に株式会社アイ・キャンより更新費用に対する補助要望があったものでございます。

5目財産管理費は、地方財政法第7条第1項に基づく財政調整基金への積立金4億500万円を計上いたしております。

6目企画費は、定住対策に利用するお試し暮らし住宅を新たに西方地区へ整備し、その管理に必要な経費73万7,000円の計上でございます。

19ページをお願いいたします。

7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀・大島・東和・橘の各道路等維持管理経費に工事請負費および橘の小規模施設整備事業補助金を追加計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

8目電子計算費の行政IT化事業費は、マイナンバーカード普及促進のため、オンライン申請補助端末の購入経費268万3,000円の計上でございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、財源内訳の調整でございます。

4項選挙費3目県議会議員選挙経費は、令和5年4月に執行が見込まれる山口県議会議員一般選挙にかかる経費1,137万3,000円の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきまして、福祉医療事業は前年度の福祉医療費高額療養費償還金3,000円でございます。

社会福祉施設整備事業経費は、デイサービスセンターしらとり苑の正面玄関自動ドア故障による修繕費54万4,000円でございます。

生活困窮者自立支援事業は、国庫補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

2目障害福祉費につきまして、障害福祉一般経費は、国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

障害者自立支援特別対策事業は、障害福祉サービスデータベース構築に伴うシステム改修委託

料99万4,000円の計上でございます。

5目介護保険対策費につきましては、国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

23ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、森野小学校と城山小学校の学校統合に伴い、新たに児童クラブを整備するための基本設計業務委託料と、国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

4目保育所費、5目保育所運営費につきましては、保育所における新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費の計上でございます。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、医療扶助費等国庫負担金等の前年度精算による償還金の計上でございます。

24ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、しまとぴあスカイセンター管理業務は、ふぐあいが生じております誘導灯やホール換気扇等の修繕費の計上でございます。

保健衛生対策事業は、公務においてPCR検査が必要となる場合に対応するため、PCR検査等委託料の計上でございます。

日良居庁舎管理経費は、新型コロナウイルス感染症対策のため、サーマルカメラおよび空気清浄機購入費の計上でございます。

2目予防費は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株に対応したワクチンの追加接種にかかる接種体制確保事業及び接種対策費として、合計5,152万6,000円の計上でございます。

新型コロナウイルス感染症オミクロン株対応ワクチン接種につきましては、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論中であり、初回接種——1回目と2回目でございますが——を完了している者を対象として、令和4年10月中旬以降の実施が想定をされております。

25ページをお願いいたします。

3目環境衛生総務費は、安下庄地区および秋地区の広範囲においてアルゼンチンアリの生息が確認されたことから、生息地域において一斉防除を行うため、殺虫剤購入経費123万8,000円の計上でございます。

4目火葬場費は、大島斎場および橘斎場にAEDを購入設置する経費を計上いたしております。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は竜崎ほのぼの市場横の公衆トイレ再開に伴う光熱水費および清掃業務委託料の計上でございます。

3目農業振興費につきましては、中山間地域等直接支払事業は、30協定のうち14協定につい

て、交付対象面積変更や地目変更に伴う計上でございます。

26ページをお願いいたします。

農業経営支援金事業は、肥料等の生産資材費高騰の影響により、生産コストが大きく増加している農業者の経営の継続を支援するための経費として、968万9,000円の計上でございます。

この事業は、県が実施する肥料高騰対策緊急支援事業の支援額の2分の1を上乗せして補助しようとするもので、支援額につきましては、作付面積に応じ水稲などは10アールあたり500円、野菜・果樹・花卉等は10アールあたり1,000円、施設花卉は1アールあたり250円とし、実施にあたってはJA山口県周防大島統括本部に委託する予定でございます。

4目畜産業費の畜産業経営支援金事業につきましても、飼料価格の高騰などにより生産コストが大きく増加している畜産農家に対し支援するための経費として、69万6,000円計上いたしております。支援額につきましては、肉用牛と乳用牛は1頭あたり5,000円、養鶏は1羽あたり100円でございます。

5目農地費の多目的機能支払事業は、11組織のうち6組織において交付対象農地面積の変更に伴う計上でございます。

3項水産業費2目水産業振興費は、漁協所有施設であります江ノ浦棧橋補修工事、日前巻揚げ施設ドア取替工事および森生簀新設工事に対する漁業経営構造改善事業補助金192万7,000円の計上でございます。

3目漁港管理費は、地元漁協等の要望により和田漁港海岸逗子干潟造成工事、出井漁港A護岸補修工事および日良居漁港日前物揚場補修工事として450万円を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。

6款1項商工費2目商工業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業にかかる財源内訳の調整でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、町道油良・西浜線床版改修工事、秋地区のり面保護工事など早急に実施する必要がある4件の工事請負費3,500万円の計上でございます。

2目道路新設改良費は、財源内訳の調整でございます。

3項河川費1目河川管理費の河川施設管理事業は、仲町ポンプ等河川管理施設の電気料、水道料増加等による144万9,000円の計上でございます。

28ページをお願いいたします。

6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅維持管理経費は、入居者からの要望等や今後見込まれる修繕経費として1,540万円の計上でございます。

8 款 1 項 消防費 2 目 非常備消防費は、財源内訳の調整でございます。

9 款 教育費 1 項 教育総務費 2 目 事務局費につきまして、教職員住宅管理経費は平野教職員住宅のトイレ漏水修繕費の計上でございます。

I C T 教育推進事業は、タブレットの自宅持ち帰りに向けたセキュリティ強化を図るため、ソフトウェアの初期導入経費やフィルタリングソフト導入経費等 4 6 2 万 8, 0 0 0 円の計上でございます。

2 9 ページをお願いいたします。

2 項 小学校費 1 目 学校管理費の小学校施設管理経費は、令和 5 年 4 月に車椅子利用児童が沖浦小学校に入学する予定であるため、トイレ改修工事にかかる実施設計業務委託料 4 9 万 5, 0 0 0 円の計上でございます。

3 項 中学校費 1 目 学校管理費の中学校施設管理経費は、大島中学校屋内運動場の屋根雨漏りおよび外壁タイルの剥離にかかる修繕費 1 4 1 万 9, 0 0 0 円の計上でございます。

3 0 ページをお願いいたします。

4 項 社会教育費 2 目 公民館費の日良居公民館管理運営経費は、日良居公民館の 1 階大会議室および 2 階会議室のエアコン動作不良等による取替工事費として 1 0 2 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。

3 目 図書館費の久賀図書館管理運営経費は、御寄附いただきました社会教育費寄附金を活用いたしまして、図書購入費を計上いたしております。

4 目 文化財保護費の文化財保護・管理経費は、久賀庄地古墳群の看板破損に伴う取替修繕費 5 万 7, 0 0 0 円の計上でございます。

5 目 社会教育施設費の東和総合センター管理運営経費は、東和総合センターの舞台装置点検結果による吊物ワイヤー等の取替工事費 6 7 万 1, 0 0 0 円の計上でございます。

5 項 保健体育費 2 目 体育施設管理費につきまして、健康管理センター管理運営経費は、建物内の漏水による水道料金増加等に伴う光熱水費の追加計上と漏水修繕工事にかかる設計業務委託料の計上でございます。

3 1 ページをお願いいたします。

海洋センター管理運営経費は B & G 体育館のバスケットゴール台の点検結果によるワイヤー取替修繕費と、B & G プールの浄化槽ブロワ故障による取替修繕費として 4 3 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。

3 目 学校給食費につきまして、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、給食センターの雨漏り修繕等の修繕費と下水道接続工事实施設計業務委託料として、1 5 8 万円の計上でございます。

橘地区学校給食センター管理運営経費は、東和給食センターとの統合予定にかかる工事請負費および備品購入費として815万6,000円を計上し、配送車車庫設置工事、備品移設搬入に伴う改修工事等を実施することとしております。

また、学校給食費無償化による財源内訳の調整も行っております。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、令和3年災害の町道本畑線のほか3路線の道路災害復旧工事の精算見込みによる工事請負費500万円の追加計上でございます。

32ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項1目繰出金につきまして、他会計繰出金合計額は1億6,363万8,000円の計上となっております。

介護保険事業特別会計繰出金は、補正に伴う繰出金の調整でございます。

病院事業特別会計繰出金は、普通交付税の確定による調整と公債費にかかる繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じて増額を行っております。

また、水道事業特別会計繰出金は、物価高騰による町民生活の負担を軽減するため水道使用料の基本料金を2期分減免する費用等に対する繰出金を計上しております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページにお戻りいただきたいと思っております。

7ページ、債務負担行為につきましては、久賀学校給食センター調理業務等委託料から橘学校給食センター調理業務等委託料でございますが、いずれも調理業務等につきまして、令和4年度までの契約により外部委託を行っているところであり、改めて令和5年度から令和7年度までの3年間の外部委託を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

8ページは、地方債の補正についてでございます。

地方債の補正につきましては、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、臨時財政対策債および合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほどの補足説明において、2か所ほど訂正をさせていただきたいと思っております。

13ページの歳入のところですが、9款1項1目地方特例交付金についてでございますが、減収補てん特例交付金を112万1,000円にというふうに私御説明をいたしました、正しく

は112万1,000円をです。訂正をお願いいたします。

それと、16ページでございます。

これも同じく財政調整基金の取崩しを3億3,200万5,000円にというふうに御説明をいたしました。正しくは3億3,200万5,000円をが正しいものでございます。大変失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、18ページの歳出の入札参加資格審査申請システム、新型コロナウイルス感染症対策ということなんですが、これどうなるんですか。電子申請、オンライン申請で入札参加資格審査ができるというようになるシステムなのかどうか。その辺をちょっと説明してください。

それと、地域情報通信基盤整備推進事業補助金の補助率はどれだけになるのか。その2点をちょっと御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 岡原財務課長。

○財務課長（岡原 伸二君） ただいまの田中議員からの御質問で、入札参加資格審査申請システムはどうなるのかということですが、電子申請ということで受付を行う予定としております。この申請につきましては、2年に1度実施する予定としておりまして、次回が、令和5年度分と令和6年度分の受付を来年の2月から行う予定としておりますので、その申請から電子による申請を受け付ける予定としておるためのシステムの導入業務の委託料でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からのもう1点の質問の地域情報通信基盤整備推進事業費補助金の補助率ということですが、補助率については85%以内ということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 入札参加資格審査申請システム、これは全て新型コロナウイルス感染症対策ですから、完全オンライン手続ができるということによろしいのか、それともいろいろ添付書類とかあると思うんですが、そこら辺は書面の部分が残るのかどうか、その辺ももう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

事業費が130万円ですので、これぐらいの経費でできるのか、また別の予算が必要になるのかどうか、システムを導入するにあたって。その辺もあわせて御答弁ください。

それと、地域情報通信基盤整備事業の補助金の85%以内というのは、これはどういった規則、

基準に基づいてこの85%以内というのが決まっているのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡原財務課長。

○財務課長（岡原 伸二君） ただいまの入札参加資格審査申請システムの件でございますが、申請方法につきましては、一応電子化をできることにしておりますが、これまでどおり紙の申請でも受付を可能としております。

今の新型コロナウイルス感染症対策ということでございますので、申請者との接触機会を低減させるため等も考慮いたしまして、電子の申請をしていただきたいということで、予定しております。

事業費の内容につきましては、既存の契約管理システムというのを今導入しておりますので、そのシステムで取り込むということが出来ますので、この事業費で導入ができるという内容でございます。

特にほかのシステムを入れるというか、システム改修でこの既存のシステムに導入できるという費用でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの85%以内というのはなぜかという御質問でございますが、周防大島町の地域情報通信基盤整備推進事業費補助金、これ交付要綱によって85%以内というふうに明記をして、それで85%以内ということで実施をさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1点というかもう1回だけ。入札参加資格審査申請システムは、先ほどの御答弁では、要するに契約管理システムを一部改修して、入札参加資格申請が受け付けられるようなシステムに改修するという御答弁だったんですが、もう1回だけ、要するに、紙ベースでもできますよということでしたけれど、それじゃあ新型コロナウイルス感染症対策として意味がないんで、電子申請で私が聞いたのは全部全てオンラインでできるんですかと、そうじゃないと新型コロナウイルス感染症対策として、ここは申請書はオンラインでできますけれど、添付書類は全部紙で出さなきゃいけないというんじゃあ意味がないと思うんで、そこら辺はどうなんだろうという質問だったんですが、もう1度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡原財務課長。

○財務課長（岡原 伸二君） 先ほどの質問でございますが、全ての書類が電子申請で受け付けることができるようになっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質問は。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 4点ほどお伺いいたします。

まず、総務部長の説明の中で、統合小学校に新たに児童クラブを設置というふうな説明がありました。ちょっとうわさで聞いていたのは、今あるのを、森野小学校区と城山小学校区分けてそれぞれで運営するという話を以前聞いていたんですけれども、これはまた方針が変わったのかということをお伺いします。

それと、畜産業経営支援金事業について1点だけ、簡単な質問なんですけれども、繁殖牛について1頭あたり5,000円ということなんですけど、これ子牛は対象になるのかならないのか、その点だけです。

小学校の給食無償化についてですけれども、令和5年3月まで新型コロナウイルス感染症対策で行われるということなんですけれども、令和5年4月以後はまた有償に戻るのか、それともまた、来年度の施策なんで今言えないかとは思いますが、どういった展望があるのかということ。

最後に、橘地区の学校給食センターの説明の中で、配送車の購入というふうなことにちょっと聞こえたんですけれども、議員全員協議会の説明では、周防大島町東和給食センターの2トン車を周防大島町橘給食センターに持って行って使うというふうな説明だったと思うんですけれども、またその辺ちょっと方針が変わったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の畜産業に対する支援の繁殖牛が対象になるかということ。

届出がなされている繁殖牛は全て対象になります。（「子牛」と呼ぶ者あり）子牛も対象になります。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員からいただいた御質問の中で、小学校の給食の無償化ということで、このたび令和4年10月から令和5年3月までの期間を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で無償化をするということになりました。

そして、その後のことについてでありますけれども、やはり周防大島町で教育に力を入れるということの大きな目標に給食の無償化というものはあります。ただ、財源をしっかりと確保しないといけないことではありますが、前向きにしっかりと検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 吉村議員の児童クラブの期日について御質問がございましたのでお答えいたします。

今、確認をいたしましたところ、当初の予定から短くなったということで、今回、森野小学校、城山小学校の学校統合に伴い敷地内に児童クラブを設置する案の基本設計業務を委託について計上したものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 先ほどの補足説明の中で、橘給食センターの工事といたしますか備品の予算の説明がございましたが、配送車の関係のことにつきましては、新たに配送車を購入するのではなくて、配送車関係については車庫の新設等の工事の内容があります。

それと、備品については、現行備品を利用することで協議検討を重ねておまして、どうしても不足する食器とか、不衛生なもの等があるような備品等については、このたびちょっと更新させていただくというもので、備品購入費も計上させております。ちょっと説明が分かりにくくて申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。児童クラブの件、ちょっと今分かりにくかったですけれども、今、統合前ですから2つあるんですけれども、今度はそれがもう新しい学校に1つになるという考えでいいんですね。前、私が聞いていたのは、森野小学校区の子は今の位置で、城山小学校区も今の位置で二手に分かれるというような話で聞いていたんですけれども、もうそれ統合するのか、どちらかが廃止してなのか分かりませんが、もう東和小学校の児童クラブは1つになるということによろしいのかということ。

それと、給食費についてですけれども、1回無償になったものをまた今度来年になって、有償になるということは抵抗があると思いますので、先ほど前向きに検討という私の大好きな御答弁いただきましたので、しっかりと前向きに検討いただきたいと思います。

児童クラブの件だけもう1度確認。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 吉村議員の御質問でございますが、令和5年度についてはそれぞれそのまま継続してやっていただいて、令和6年度から統合してやるという、今のところの予定になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 4点教えていただきたいと思います。

1つ目が、14ページの7目教育費国庫補助金のところで、スクールバスを購入するのに、は

はじめはこの教育費国庫補助金をあてることを考えていたけれども、対象にならなかったのでは過疎債のほうで買うということだと思っただけですが、はじめは対象になると思っていたのにならなくなったというのは、途中で事情が変わったのかどうかということをお教えください。

また、2つ目、20ページですが、8目電子計算費のところ、マイナンバーカードのオンライン申請の補助のための備品購入というふうな御説明だったと思うんですが、これはどこに設置してどのように運用していくのかというのが決まっていたら教えてください。

あと24ページ、新型コロナウイルスワクチンの関係で、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種対象が普通の今までの新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みの方から、早ければ令和4年10月からオミクロン株対象のものが打てるというような御説明だったと思いますが、例えば、今まではあまり外にも出ないし打たなかったけれども、オミクロン株はとてどこでうつるか分からないから打とうかなと思った場合の方は、どうすればいいのかということをお教えください。

26ページ、畜産業と農業の補助の関係ですけれども、農業はJA山口県周防大島統括本部に委託されてそこから補助金を出していただくという形ということでしたが、これはJA山口県に加盟されていない方もJA山口県周防大島統括本部に申請することになるのかどうか。また、畜産業関係は町に直接申請するようになるのか、この点を教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、14ページの歳入のスクールバス購入補助金の減額の御質問でございますが、まず、この交付要綱にある支給要件には、当該小学校までの通学距離の最短距離が4キロ以上というふうに定められております。これに該当してございまして、国庫補助に乗れるというところで申請手続をし始めたんですが、協議の結果、乗車人数といいますか、一定以上の児童の大半が4キロ以上のところから乗車するということがあるようで、そういうふうな見解が示されましたので、このことによって、実は大積から出発するバスなんですが、大積では数人乗車、それで平野地区から大半が乗るということで、ちょっとこの内容に合点しないというところで、こういうふうなことについては要綱に詳細な記述はなかったんですが、そのちょっと行き違いといいますか、解釈の仕方の違いといいますか、そういうことで合致しないということを示されましたので、国庫補助の手続を取り下げたということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員から電子計算事業の中にある備品購入費の設置をどこにするのかという御質問だったと思います。

この端末につきましては、以前は内閣府より貸与していただいておりますマイナンバーカード作成端末のほうは、もう既に返却をしております。現在、4総合支所でテレワーク用のパソコンをマイナンバーカード作成端末として、臨時的に今使っているような状況でございます。

今回、このマイナンバーカードオンライン申請補助端末機、マイナアシストといいますけれど、それを4台購入するのは、全ての支所に配備をしたいと。もう1点、これはインターネットの回線があれば持ち運びができますので、今後、まだ具体的なあれはありませんけれど、例えば何かの行事等があったときに、それを持ち出してできるようなこともちょっと考えていかないといけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。オミクロン株の新型コロナウイルスワクチン対象につきましては、従来の新型コロナウイルスワクチン1回目、2回目を接種した18歳以上の方というふうになっております。

今、御質問がありました新型コロナウイルスワクチン1回目、2回目をまだしていない方についてという御質問なんですが、実はまだそちらについてはちょっと確認ができておりません。県のほうにちょっと確認をしたのが、4回目の新型コロナウイルスワクチン予防接種をされる方とオミクロン株の新型コロナウイルスワクチン予防接種をする方とが、接種時期が重なることについてはどうかという質問について県のほうに確認をしたところ、4回目の新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましても、オミクロン株への一定の効果が示されているということで、オミクロン株の新型コロナウイルスワクチン予防接種を待つのではなく、まずは従来株の新型コロナウイルスワクチン予防接種をすることを推奨されるというふうに回答がございました。

1回目、2回目の新型コロナウイルスワクチン予防接種の対象については、まだそういうQ&Aが出ておりませんので、まだちょっと不明な点でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいま御質問をいただきました農業経営支援金事業と畜産業経営支援金事業についてお答えをいたします。

まず農業経営支援金事業につきましては、JA山口県の組合員さんであろうとなかろうと対象となります。ちなみに、先ほど補足説明の中で県への上乗せという形で御説明をしましたがけれども、県も組合員であろうとなかろうと、ということで対象となっております。

今後その周知といいますか、方法はこの補正予算を御議決いただけましたら、町内4か所で説明会を開いて、その後執行していこうというふうにしております。また、その説明会の開催については周知をしっかりとしていきたいと思っております。

それから、畜産業経営支援金事業につきましては、登録件数が少ないこともあり、周防大島町が直接対象者に案内書を送付する予定であります。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） マイナンバーカードのほうは状況がよく分かりました。以前、自分が手続をしたときは、ちょっと古い感じのパソコンで、なかなかタッチしても反応しないような感じだったんですけども、あれと同じような行為が新しいパソコンでできるという理解でよかったですか。ぜひいろんなところでやらないと、なかなか伸び悩むのかなと思うので、期待しております。

あと、新型コロナウイルスワクチン予防接種のことですけれども、今のところ県からQ&Aが出ていなくてちょっと分かりかねるということだったんですけども、もし、まだお尋ね自体をされていないのであれば、ぜひはじめて打つ方がオミクロン株の予防接種を打ちたいといったときに打てるのかどうか、また効果というものがオミクロン株を接種するところからのスタートでも効果があるのかどうかということをしっかり確認して、今まで躊躇されていた方も打ってみようかなと思ったら打てるというような状況なのかどうかというのが、町民の方々に知らされるといいかなと思うので、しっかり確認をいただけたらと思いました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 私のほうから2点お願いします。

先ほど、吉村議員からの質問にも関連してくるんですけども、まず、23ページです。今度の東和小学校の児童クラブについてです。

これから測量・設計等を行って、それから建設のほうに入っていくと思うんですけども、その中で利用者である親御さんの方々ですとか、あるいは運営するクラブの方々の意見を聞くという、そういうことは考えておられますでしょうか。

それが1点と、もう1つが26ページ、先ほどから質問があります26ページ、農業経営支援金事業です。もう少し詳しくスケジュール的なものを教えていただければと思います。いつ頃から募集を開始して、いつ頃に交付されるのかそういったところを教えていただければと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の御質問にお答えいたします。親御さんなり児童クラブのほうとは今協議を行っている状態であります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 農業経営支援金事業の説明会等の日程ということでございますが、先ほどの御質問でもちょっと申し上げましたが、まずこの補正予算、御議決を賜らないとなりませんので、今、日程につきましては、それを前提で令和4年10月の頭から説明会を開きたいというふうに思っておりますので、詳細な日程につきましては、早めに詰めてまたお示しできたらというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） まず、児童クラブの件です。せっかく建設するものなので、しっかりと利用者の方の意見を聞いていただいて、利用者の方が使いやすい施設にしていいただければと思っております。これは要望です。

それから、もう1つ、もう1件の農業経営支援金事業です。これもしっかり進めていただければと思うんですが、私どもちょっと苦い思い出がございまして、令和2年度に高収益作物次期作支援交付金というものがございまして、これが、当初募集があったんですけれども、これ国の事業だったんです。当初募集はあったんですが、途中で予算が足りなくなりましたということで、打ち切りとまではいかないんですけれども、かなり規模が縮小されて、それをあてにしていたでもないんですが、非常に考えていたところには、非常に迷惑がかかったというそういったこともあります。

今回はしっかりと数も把握して、そのときの資料もあるはずですから、数も把握しておられて、きちんとした予算も組んでおられることと信じておりますので、ぜひ円滑に執行していただけるように期待しております。ぜひよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに、岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） すみません、1つだけお願いします。25ページのアルゼンチンアリのベイト剤を安下庄のほうに配布していただいて、非常に効果が高いみたいなんですけれど、実は、安下庄のミカン倉庫に大変また発生しているんです。これなんかもちょっと、いずれ考えていただければなと思っております。ひとつどういうふうに考えておられるかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） アルゼンチンアリの被害、県と一緒に町が調査をしたところ、現在のところ海側のほうに多い、山側のほうには見られない、現時点です。農業被害について1件、町のほうにお問合せがありました。アルゼンチンアリの多数の発生によって、アルゼンチンアリの直接の被害ではなくて、アリと共生するアブラムシ、アルゼンチンアリが大量発生することによって、アブラムシも大量に発生して、それによる被害が出たということで確認しております。

具体的な農業被害については、今後JA山口県周防大島統括本部とも情報共有しながら進めていきたいと思っておりますし、全数、全固体駆逐が一番最も望まれるところですが、なかなか難しいのも現状です。

今後は、今言ったような情報は広く集め、適切に対処していきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 1点ほど質問させていただきます。25ページのほのぼのの市場の公衆便所の清掃の関係です。

私の知っている範囲で、あそこはいつも建物自体が閉まっているんですけど、もしかしたら私の勘違いかも知れませんが、トイレだけはずっと使用されていたのかも分かりませんが、そこらあたりこれから新たに使うようにするのかどうかということと、9万7,000円の中で、2万5,000円が委託料ということになっています。委託料の内容をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の竜崎ほのぼのの市場のところにある公衆トイレです。これはしばらく閉鎖をしておりました。建物自体が使われていない状態でした。建物自体は平成10年に築造されまして、その後、運営協議会というのがあって活動していたんですけども、ずっと使われないうちだったので、トイレも閉鎖して使わない状態でありました。

このたび、周防大島高等学校から要望もありまして、周防大島高等学校のボート部がその先にボート小屋があって活動をされるんですが、トイレが近くにない、トイレに行きたくないと学校まで戻らなきゃいけないという状況だそうでした。部活動等もありますので、再開をすることに決めました。

加えて、以前よりあそこはなぜ開けないのというお問合せはあったんですが、今回、改めて周防大島高等学校からも要望がありましたので、そういった意味で開設することといたしました。

それから、委託料の金額ですが、トイレ掃除をやはり委託しなければならないので、その委託料と考えております。週1回の清掃、時間給860円で積算して、令和4年10月以降の金額を計算するとこの金額になりますので、それを計上させていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） よく分かりました。本当、高校生も使われるということで、本当に役に立つのだらうと思います。そこで、私も散歩コースですからよく通りますけれども、観光地周防大島として、どうもあそこがトイレに見えないというんですか、せっかく使われてんであれば、皆さんにしっかり利用されるというのがいいのかどうかよく分かりませんが、ここにトイレがあるんだということもしっかり表示ができるといいかなと思います。ありがとうございます。

た。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 05 分休憩

.....
午後 2 時 20 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがあったようですので、重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 先ほど、白鳥議員の質問にお答えした関係でございます。

実は Q & A のほうが来ておりまして、今現在、新型コロナウイルスワクチン予防接種の期限につきましても、令和 4 年 9 月 30 日ということで決まっておるわけなんです、この期限について延長することについての調整を行っているところでございまして、これを厚生科学審議会のほうに諮って決定されるということでございますので、後日正式な決定があるように聞いております。

以上でございます。

日程第 17. 議案第 2 号

日程第 18. 議案第 3 号

日程第 19. 議案第 4 号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第 17、議案第 2 号令和 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から日程第 19、議案第 4 号令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、議案第 2 号から議案第 4 号の補足説明を行います。

まず、議案第 2 号令和 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、令和 3 年度決算に伴う精算が主なものでございます。補正予算つづりの 33 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,784 万円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,034万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金を593万6,000円追加計上いたしております。これは一般被保険者療養費の所要額増に伴い、1節普通交付金577万4,000円増額、コクホ・ライン調整交付金システム改修経費として、2節特別交付金を16万2,000円増額するものでございます。

6款繰越金は前年度決算に伴い1億2,190万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、法改正対応によりコクホ・ライン調整交付金システム改修経費として、16万2,000円を増額補正するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費3目一般被保険者療養費は、7月分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるため、577万4,000円増額補正するものでございます。

6款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴い、1億2,190万4,000円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、令和3年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算つづりの43ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,408万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

51ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を5万7,000円追加計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金を 5 万 7, 0 0 0 円追加計上しております。この納付金は、令和 3 年度保険料のうち、令和 3 年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、令和 4 年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、令和 4 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 4 号令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの 5 3 ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和 3 年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第 1 条で既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に 2 億 7 3 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 4 億 9, 1 3 2 万円とするものでございます。

まず、保険事業勘定の歳入から、御説明いたします。

事項別明細書の 6 3 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金は、財源調整のため、1 3 7 万 9, 0 0 0 円を増額いたします。

7 款の繰越金は、令和 3 年度決算に伴う繰越金として、2 億 5 9 2 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

6 4 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、会計年度任用職員の給料、職員手当等、共済費として 9 7 万 4, 0 0 0 円を新規に計上いたします。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として、1 2 0 万 4, 0 0 0 円を増額いたします。

3 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は、令和 3 年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てとして、7, 6 2 6 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。

6 5 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、会計年度任用職員の報酬として 4 0 万 4, 0 0 0 円を増額いたします。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金につきましては、前年度実績に伴う国県等への返還金として、1 億 2, 8 4 5 万 7, 0 0 0 円を追加計上いたしております。

以上が、令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でご

ざいます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第20. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第5号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第5号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入額を143万円増額し、8億6,823万2,000円とするとともに、既定の支出額を186万7,000円増額し、8億4,159万8,000円とするものです。

その概要につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

今般コロナ禍における物価高騰対策として、国の臨時交付金を活用し、水道料金の一部を減免する事業を実施しようとするものです。

この事業を実施するにあたり、収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金を4,469万7,000円減額するとともに、2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金において、水道料金減免分および水道料金減免にかかる事務経費等を合わせた4,612万7,000円を増額し、水道事業収益としては、全体で143万円の増額を計上しております。

支出におきましては、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費、2節手当においては、職員手当を調整するとともに、5節報酬および7節旅費においては、会計年度任用職員にかかる費用を増額し、18節委託料におきましては、水道料金減免事業を実施するにあたり必要なシステム改修や料金算定、減免該当者への周知にかかる作業の委託料として143万円を増額しております。

水道事業費用としては、186万7,000円を増額を計上しております。

1ページ戻っていただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員手当および会計年度任用職員の報酬の調整に伴い増額をするものでございます。

なお、5ページ以降には、付属資料を添付しております。

以上が、議案第5号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第5号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 減免は結構なことだと思うんですが、今回この減免をされるということを決断するに至った経緯というんですか、なぜこういうふうな減免しようとするのを、どういうプロセスで決めたのか、その辺をもう少し具体的に御説明いただけますか。

○議長（荒川 政義君） 信本水道課長。

○水道課長（信本 健治君） 水道料金の減免をするにあたりまして、県内や県外のほかの市町を参考にさせていただきました。

それから、やはりコロナ禍において、個人の方も事業者の方もいろんな——新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けているというところで、水道料金という必要な経費について、いくらかでも減免できれば、支援になるのではないかという考えで、実行したいというお話をさせていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） ただいま説明があったとおりのことでございます。そして、このたびの新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、こちらをどのように活用するかということを検討する中で、やはり全ての皆さんに行き渡るものがよいのではないかとということがあります。

中には、上水道を使っておられる方以外にも、井戸を使っておられる方もおられるので、それはいかがか、というようなことも当然考えました。

ですが、割合的にいって、この減免を行うことによって、物価高騰であつたりという中で、そういった助けにも——補助することができるのではないかという思いの中で、この水道料金の減免という形をとることにいたしました。

様々な形があるかと思うんです。これも新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の対象になるかならないかということもあります。ほかの自治体での導入の検討ですとか、そういったことも十分参考にさせていただいて、周防大島町では上水道の補助をさせていただくと、水道料金の補助をさせていただくということが、今一番必要なことではないかということで、このように計画をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） いいですか、はい。ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 今の水道の問題、本当にいい施策だと、私は思います。今、町長が言われたとおり、いい施策だと思うんですが、2期分というのは、いつの予定なんですか。差し支えなければ教えてください。（発言する者あり）いつからはじまるというんですか。

○議長（荒川 政義君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 一応この議会で議決をいただきましたら、偶数月に検針する地区と奇数月に検診する地区がございますので、まずは令和4年10月・11月から始まりまして、偶数月が令和4年10月・11月、令和4年12月・令和5年1月、奇数月のほうは令和4年11月・12月、令和5年1月・2月の4か月分ということになります。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、期間のことを、説明をいたしましたけれども、これはすみません、大事なことをもう1度お伝えしておきます。

こちらにおいて、水道料金の基本料金の分ですので、これが1期で2,304円というところが、これが9,700件という試算で予算を、補正予算を組ませていただくというような形でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか、はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第21. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第6号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第6号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、特定環境保全公共下水道建設改良事業の事業費から1,320万円を減額し、11億8,468万6,000円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に990万円を追加し、10億9,097万8,000円とし、既定の支出に1,320万円を追加し、9億6,367万9,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益6目補助金では、国庫補助金990万円を追加するものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費14節委託料では、公共下水道施設機能保全事業における第2期全体計画の策定に、1,320万円を追加するものです。

2ページに戻っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入から1,380万円を減額し、12億9,185万円とし、既定の支出から1,320万円を減額し、15億6,825万8,000円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして、御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債を360万円、2節過疎対策事業債を360万円、それぞれ減額するものです。

2項補助金1目国庫補助金では、公共下水道施設機能保全事業の補助金を660万円減額するものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費2目処理場費14節委託料では、公共下

水道施設機能保全事業における施設更新設計業務等にかかる委託料1,320万円を減額するものです。

なお、この減額した委託料は、先ほど御説明申し上げました、収益的支出の委託料にあてるものでございます。

2ページに返っていただきまして、第5条の企業債では、特定環境保全公共下水道建設改良事業から720万円減額し、特定環境保全公共下水道過疎対策ソフト事業500万円を追加し、企業債の総額を8億590万円としております。

なお、5ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第6号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第22. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第7号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第7号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

この予算は、普通交付税の交付額確定および令和4年6月までの実績に基づいて補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、新型コロナウイルス感染症が長期化する影響により、3医療機関、2介護施設の患者数、利用者数が減少しているため、入院合計で2,556人、外来合計で4,101人、入所合計で1,476人。

2ページをご覧ください。

通所合計で370人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数、利用者数を補正しております。

3ページをご覧ください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、普通交付税の確定および令和4年6月までの新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金の確定、介護事業ICT導入推進事業補助金の申請により、補助金収入は増加しておりますが、業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少により、収入合計で2,128万2,000円減額補正し、49億3,093万9,000円としております。

支出につきましては、訪問看護ステーションすおうおおしまにおいて、補助金を財源にタブレット端末の導入、令和3年度事業分企業債利息の借入利率確定、令和3年度地域外来検査センター繰入事業精算等で費用は増加していますが、業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、4ページをご覧ください、支出合計で2,132万1,000円を減額補正し、49億3,088万2,000円としております。

第4条の他会計からの補助金につきまして、普通交付税の確定により5ページをご覧ください。1億1,613万2,000円を増額補正し、13億8,128万7,000円としております。

第5条のたな卸資産購入限度額につきまして、業務の予定量に基づき算出し、合計で2,210万5,000円を減額補正をし、7億2,897万3,000円としております。

付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第7号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第7号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第23．議案第8号

日程第24．議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてと、日程第24、議案第9号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第8号および議案第9号について、一括して補足説明

をいたします。

まず、議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてであります。

来年の4月1日に森野小学校と城山小学校の2つの小学校が統合し、新たに東和小学校が開校いたします。小学校統合にかかるスクールバス路線の策定につきましては、学校関係者や保護者などの方々に構成する小学校統合準備委員会において、所要時間などを考慮しながら協議を行い、新たな路線設定の検討を進めてまいりました。

このことに伴い、小学校の統合にかかる森野地区児童の通学手段にあわせ、交通空白地域の解消を図るため、新たにスクールバスの運行を計画したところでございます。

それでは、逐条に沿って御説明をいたします。

議案つづりの17ページをお開き願います。

第5条第1項の運行路線及び事業形態でございますが、現在の12路線を13路線に再編するものでございます。

各号の順につきましては、スクールバス事業とスクールバス混乗事業の形態分けをし、行政区順に整理をしております。

今回スクールバス事業として、第6号の次に第7号、森野東和線スクールバス事業の1号を加え、以降、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げます。

第5条第2号につきましては、新たにスクールバス事業を1号加えたことにより、号番号を改めるものでございます。

第7条第1項第1号の表、普通料金の項、額の欄の混乗事業の料金にかかる規定につきましては、第5条第1項へ新規路線の森野東和線を加えたこと、号番号を改めたことによる別表番号を改めるものでございます。

18ページをお開き願います。

別表第1につきましては、第5条第1項で改めた路線順とし、新規路線を加えたものでございます。なお、本条例の一部改正につきましては、学校統合の期日であります令和5年4月1日から施行させようとするものでございます。

次に、議案第9号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。

本案は周防大島町東和学校給食センターの調理業務について、令和5年4月の東和小学校開校にあわせ、周防大島町東和学校給食センターを廃止し、周防大島町橘学校給食センターに統合すべく、周防大島町学校給食センター設置条例の一部を改正するものであります。

現在、周防大島町東和学校給食センター管内の給食提供校は、森野小学校と城山小学校の2校となっており、来年の小学校統合により、現行体制のままでいきますと、周防大島町東和学校給食センターでは、東和小学校のみに対応となります。

このため、施設の老朽化や食数増による調理対応、配送計画等々の検討を行った結果、周防大島町橘学校給食センターでの対応が可能と判断したため、2つの学校給食センターを統合しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、令和4年6月定例会会期中の議会、全員協議会で御説明を申し上げ、その後、保護者や調理業務等受託者へ、お知らせをしているものでございます。

改正内容につきましては、議案つづり20ページの新旧対照表のとおり、第2条の表中、周防大島町東和学校給食センターの項を削るものでございます。

以上が、議案第8号および議案第9号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行います。

議案第8号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） スクールバス条例の中で、1つ質問がございます。

新旧対照表では分からなかったもので、現在の条例のほうを見比べながら、疑問点があったので、その点についての質問になります。

条例の中の別表第1（第5条関係）というのがございます。今回の改正では触れられていない部分かと思いますが、油田森野線の終点が周防平野になったままなんですけれども、ここが変わらないということは、油田方面の方は、周防平野まで行ったら、周防平野を通るスクールバスに乗り換えなければならないということなのか、それともこれは、本当は周防平野が終点ではなくて、東和小学校が終点になるべきなのかなと思ったんですが、その見解を教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 油田森野線の終点が周防平野になっている。これは路線が一般混乗路線ということで、そのバスに乗って児童は新しい東和小学校まで利用するんですが、今は森野小学校前で下車しております。一般の人たちも周防平野までが終点になっておるんですが、油田、和田地区の児童は、その後は回送の形で東和小学校に移動をするというところで、一般混乗路線でありますので、終点は変えてないというところでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてと、議案第9号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についての質疑を終結いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第25、議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第10号動産の買入れについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号動産の買入れについて、補足説明をいたします。

本件は令和4年度当初予算において、予算化いただいております、スクールバス森野東和線の車両を購入するもので、去る6月27日に、町内の自動車販売業者10社で入札を行った結果、周防大島町大字小松の有限会社岡田モーターズが629万6,264円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた692万5,890円で、請負契約を締結しようとするものでございます。

このバスは、森野地区から、令和5年4月に開校する東和小学校へ通学するための車両でございます。座席数は28席を確保しており、児童の安全を確保するために、衝突被害軽減ブレーキ等の安全システムを装備した仕様となっております。

なお、参考までに納期を令和5年2月28日までとしております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第10号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の予定価格が704万1,264円、比較価格が、消費税抜きが、その価格がそうになっていますが、2年前に購入したときは、900万円ということで、200万円ぐらい差があるんですが、これは車種とか、そういった仕様が違うということなのか、どうなのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） このたびのスクールバス購入にかかる予定価格の関係のことです。

2年前に購入した車両は今、条例でもありましたが、油田森野線という、一般混乗路線でございました。このたびの購入については、単独のスクールバス、一般混乗路線ではないので、行き先

表示板だとか、昇降ボタン等々の改造がございません。

その関係で、車両本体の仕様は変えていない、車両自体の仕様を変えてはおりません。そういった事情で価格が安価になっているというところがございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第10号動産の買入れについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第11号令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第11号令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号および周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

去る7月28日に、業者5社による指名競争入札を行い、周防大島町大字久賀4393番地、平川建設株式会社が6,878万円で落札いたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税687万8,000円の額を加えた、7,565万8,000円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示しをしておおり、大字浮島50番地6に、木造2階建ておよび木造平屋建ての住宅を建築するものでございます。

建物の床面積は、木造2階建てが77.69平方メートル、木造平屋建てが44.10平方メー

トルで、それぞれ2棟、計4棟を建築するものでございます。

なお、参考までに、工事の完成期日は、令和5年1月31日を予定しております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すみません、ちょっと私が見つけれないのかもしれませんが、入札経緯、入札結果、さっきのはついていましたけれど、これはどっかにありますか。ないなら、議案書の（発言する者あり）追加資料にあるんですね、すみません。

5社で入札ということになっていきますけれど、この入札書比較価格8,593万6,700円、この5社で入札ということは、そういう基準があるのかどうかです。基準に従ったものなのかどうか、その基準とともにお示しいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 5社の指名のことでございます。基本的には、指名審査会で指名業者の決定をしております。

その中に、いろいろ内規等がございます。それで、建築工事については、もろもろの案件がありまして、その中で5社を指名しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分からないんですが、8,500万円という入札書比較価格で、入札参加者数が5社でいいという基準はあるのかなのか、その基準にのっとっているなら、何の基準にのっとって、この5社という数は、この業者を決めた根拠ではなくて、数を決めた根拠があって、それに従ったものであるのかどうかというところを、その根拠とともに御説明してください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 基本的に、町内業者を選定しております。建築一式工事におきましては、町内業者のAランクのもので、完成工事高があり、許可区分が特定というもので選定をしております。その結果、5社ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 数の規定はないということなんですか。基準、予定価格に対して、指名業者数が何社であるというような基準は、ないということよろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 数についての決まりはありません。当然、指名審査会で、先ほど申

上げましたような基準に沿った分で、指名をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第11号令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第12号令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第12号令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号および周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

去る令和4年8月2日に、6社による指名競争入札を行い、周防大島町大字久賀4393番地、平川建設株式会社が1億6,035万円で落札いたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税1,603万5,000円の額を加えた1億7,638万5,000円で、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要につきましては、ニホンアワサンゴを飼育する水槽の展示や休憩ができる学習展示休憩室、海辺の教室やエコツアー、朝市などの利用可能な屋外学習施設、管理事務所、倉庫等を備えた、床面積397.95平方メートルの木造平屋建てでございます。

また、同時に併設される環境省直轄施設には、研修などに利用できる多目的室のほか、トイレ、シャワー、更衣室を備えた床面積198.95平方メートルの木造平屋建てが整備される予定と

なっております。

なお、参考までに、工事の完成期日は、令和5年3月10日を予定しております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議案第12号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この入札は、さっきのに1社プラスになっていますが、これはどういう規準というか、理由で増えているのかということと、ここへ説明資料で図面がついていますが、学習展示室とか、水槽展示室、学習スペースとか、こういう間取りというか、目的を持った部屋を造ろうということは、どういったプロセスで決められたのか、例えば、第三者、民間の方の意見を聞いてとか、そういうプロセスがあったのかどうか、その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほどの浮島定住促進住宅と今回の拠点施設建築工事の業者数の違いとか、そういう御質問だろうと思います。

基準については、先ほど、申し上げましたとおり、建築一式工事において、町内業者のAランクのもので、完成工事高があり、許可区分が特定のものを指名しております。

指名業者数は、浮島定住促進住宅建築工事は5社、地家室園地整備事業については6社となっておりますが、いずれも、指名審査会における業者選定の結果によるものということしか、中では答えられませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 用途、それから配置について、どういう協議とか、プロセスによって決まったのかという御質問についてお答えをいたします。

基本的に、ニホンアワサンゴを利用したエコツーリズムを実施していただいている団体、それから発祥の基となった白木半島コミュニティ協議会の御意見。それから1番は、環境省との協議により詰め合わせをして、環境省部分と、町単独部分で、役割分担というふうなことまで決めたうえでの配置となっております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 水槽展示室で、多分ニホンアワサンゴを飼育されるんだろうと思うんですが、なぎさ水族館にも、多分あるんじゃないかと思うんですが、その辺との役割分担というんですか、そういったようなことは、考えられているのか。例えば、なぎさ水族館のほうはやめて、こちらで集約するとか。その辺ちょっと同じものを——2つの施設で、町の施設でというのが、どうなんかなというような気もしますが、その辺はなんか規模が違うとか、その辺の特色があるんですよとか、その辺どういった展示物になるのか、その辺詳しく御答弁いた

だきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、規模は違います。お互いの、なぎさ水族館とこの施設の連携ができればと思っています。なぎさ水族館にも小規模ながらニホンアワサンゴを展示しております。

それに興味を持っていただいて、もっと本格的なニホンアワサンゴの展示がしてある施設、それから、水槽の展示だけではなくて、ニホンアワサンゴに対する生態のパネルであるとか、そういったものも展示をしていきますので、お互いがリンクをするような形で運営をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、地家室園地の建設について説明がありました。この地家室園地が環境省、そして山口県、そして周防大島町で、この施設を造り上げるということで、今、建設がはじまるところであります。この設計のとおり、環境省が建設をする部分、そして周防大島町が建設をする部分、これがあわさって1つの施設となります。

私も、この地家室園地の構想は、前任の椎木町長のときから生まれてきたものなんですけれども、白木半島地区コミュニティ協議会の皆さん、そして白木半島の夢プランというのがありまして、これが白木半島の発展のためということ、そしてさらには、この施設によって、多くの皆さんに来ていただいて、環境のことを学んでいただく、そしてそれがニホンアワサンゴを錦の御旗に、皆さんにお越しをいただくという一説であります。

海だけではなくて、すぐ後ろには、地家室の山も抱えておりますので、その山を——海をきれいにするという事は、山をきれいにしていくこと、ということがあります。これは広く環境問題の海洋ごみのことですか、そういったカーボンニュートラルということで、持続可能、SDGsということにもつながってまいりたいと思います。

そういったところに人を呼び込んで、造っていく施設ということで、このように進めておるところでございますので、どうぞ御理解をよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1点だけ、図面じゃ分からないんで、駐車場は、何台分ぐらいが確保できる計画ですか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 駐車場のスペースとしては、自家用車で22台分のスペースを確保しております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長より、追加の答弁の申し出がありましたので、これを許し

ます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほど、田中議員からの御質問の中に、業者数の基準というのがありました。私はその中で、それはないという誤った答弁をいたしましたので、訂正をさせていただきます。

周防大島町が発注する建設工事等の契約にかかる指名競争入札、参加者の資格及び指名基準等に関する要綱というのがございます。その中で、500万円未満の工事、500万円以上から1,000万円未満という、それぞれの金額に分けて、業者数が決められております。

今回5,000万円以上の工事ということで、その要綱では、8社以上の業者となっておりますが、先ほどの基準の中で町内業者を選定ということで、5社という数になっております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑は、山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 請負契約の締結についての提出必要書類のことについて、御質問してまいります。

1つは、契約に際しては保証保険をしているのかなという、しておられましたらその名称と、それから請負契約をされる場合の契約書の中に、第3者と、それから第3者の対物、物ですね、これに対する事故が発生した場合、そういったものを業者に求めていくかどうか、この2点お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員の事故等の補償の項目ということで、契約の約款の中に、そういったことが明記はされております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） その条文ですか、内容を今ここで、読んでいただくことはできますか。

それと、先ほど、最初に言いました保証保険については……

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時29分休憩

.....

午後3時37分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山中議員からのただいまの質問については、後ほど資料を提出しますので、それでよろしくお願ひします。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） こちらの地家室園地の整備事業は、本町が建てる部分と環境省が建てる部分が、くつつくということだと思うんですけども、事業者選定にあたっては、何か連携を取って、同一事業者にするかどうか、工期の調整みたいなことというのは、相互的に行われているのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 環境省が実施する部分と町が実施する部分、請負業者を同一にするとか、そういったことはしておりません。

それぞれが入札に付して、それぞれが業者を決定しております。

今回、議案に上がっております、町の請負予定業者と、既に環境省は入札が終わっております、別業者になっております。

ですので、進捗具合、それから工事の進め方については、町、それから環境省、その2者と協議をしながら、進捗を円滑に進めていくこととしております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、9月20日火曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時40分散会
